

写

リ第44号  
令和6年10月7日

東海旅客鉄道株式会社  
中央新幹線推進本部中央新幹線建設部  
名古屋建設部 担当部長 不破 崇博 様

岐阜県都市建築部都市公園・交通局長

中央新幹線第一中京圏トンネル（大針工区）における  
肌落ち災害に対する事故防止対策について

今後のトンネル工事にあたっては、別紙について、大針工区をはじめ本県内すべての工区の現場へ周知・徹底のうえ、確実な履行を図り、万全を期されたい。

## 1 経緯

令和6年7月30日、岐阜県多治見市の中央新幹線第一中京圏トンネル（大針工区）の工事において、切羽での装薬作業中に肌落ちが発生したことに伴い作業員1名が負傷する事故が発生した。

これを受けて、本県では、令和6年8月27日に「環境影響評価審査会地盤委員会」を開催し、環境保全措置の履行状況を確認するとともに、令和6年9月16日に「岐阜県リニア中央新幹線建設工事安全対策専門家会議」を開催し、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）の行った事故原因の究明及び再発防止策の検討について、工事の安全対策の観点から検証を行った。

## 2 確認された事項

- (1) 環境保全措置は適切に履行されていた。
- (2) 受傷者は、切羽中央部での装薬作業中、作業手順にあるマンケージの上部ガードを使用しておらず、現場においてそれを注意する立場にある切羽監視責任者も、注意をしなかった。
- (3) 装薬作業時における作業員移動の手順が明確には決められていなかった。
- (4) 肌落ちの状況について、負傷した作業員の救助や暴発防止のため装薬済みの火薬の発破を行ったこともあり、発生直後の記録等は残されておらず、詳細を明確には把握できなかった。
- (5) 今回の現場に限らず、切羽の肌落ちは一定の頻度で発生しており、またそれを事前に予測することは難しい。

## 3 安全対策の履行

今後のトンネル工事にあたっては、切羽の肌落ちは発生し得るものとして現場の安全対策に取り組んでいくことが必要である。

また、肌落ちを事前に予測することは困難であるものの、でき得る限りの取組みに努めていくことも求められる。

そのため、大針工区において、下記の①～⑧の事項について、周知・徹底のうえ確実な履行を図ること。

- ①切羽中央部での装薬作業では、作業手順にある上部ガードの使用を徹底すること。上部ガードを使用できない場合は、監視体制をより強化すること
- ②装薬作業時における作業員移動の手順を明確にすること
- ③作業員への作業手順の周知について、明文化することのみならず、意識の徹底を図るよう取り組むこと

- ④作業員の作業手順の遵守について、責任を持って誰がどのように確認・指導するのか、役割と方法を明確にして取り組むこと
- ⑤直前の切羽観察状況だけでなく、何サイクルか手前の切羽観察状況も踏まえて切羽の安定性を評価し、その結果を作業員の間で確実に取り次ぐこと
- ⑥肌落ちの状況について適切に把握できるよう、映像レコーダー等の最新の技術の導入も検討しつつ、でき得る限り詳細な切羽状況並びに作業状況の記録・情報を残すこと
- ⑦今回の肌落ち災害についての実効性ある継続教育の場を設置すること
- ⑧元請会社において、昼夜勤の交代時における元請社員と下請作業員全員による安全ミーティングを週1回以上実施するとともに、当面の間、切羽付近での作業に立ち会うこと

また、本県内の他のトンネル工事の工区の現場においても、上記の①～⑦の事項について、周知・徹底のうえ確実な履行を図ること。

#### 4 今後の対応

##### (1) 県への履行報告

J R 東海は、本意見を踏まえ、速やかに今後の工事の安全対策について十分な対応を講じ、その結果を本県へ報告すること。

##### (2) 工事の再開

報告内容について、本県による履行報告の内容確認及び J R 東海による地元市への説明が完了した後に工事を再開すること。

##### (3) フォローアップ

本件については、「中央新幹線瀬戸トンネル新設工事事故に関する知事意見書」の「4. 今後の対応(2)②」のフォローアップ事項として、本県内すべての工区のトンネル工事について取組状況を報告すること。